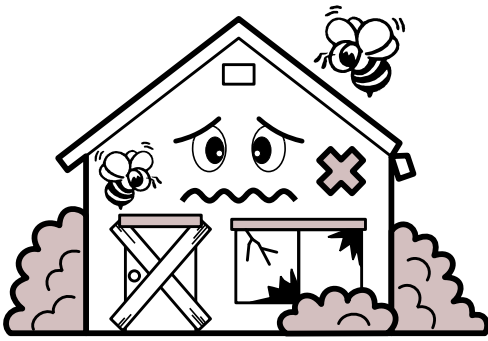


危険度の高い空き家の解体撤去をお手伝いします



湯沢市特定空家等 解体撤去資金助成事業

市では、市民が安全で安心して暮せる良好な生活環境を確保することを目的として「特定空家等解体撤去資金助成事業（解体助成事業）」を実施します。



申請された建物について、市が危険度の調査を行います

① 対象となる空き家

- ①市内に建っている空き家であること
- ②居住その他の使用がなされていないことが常態となっていること
- ③「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく『特定空家等』に該当し、助言、指導又は勧告の対象となっていること

注 対象となる空き家に所有権以外の権利（抵当権等）が設定されている場合は、申請前に権利者から解除してもらうか同意を得る必要があります。

② 対象者

- ①市内に建っている空き家の所有者（法人は含みません）
- ②本市において市税及び市諸収入金を滞納していない者
- ③過去にこの制度による助成を受けていない者

注1 対象者が入院・施設入所・外国に居住している等の理由により申請することが困難な場合は、代理人による申請ができます。

注2 共有名義の建物の代表者が申請する場合は、他の共有者の同意を得る必要があります。

注3 相続人の代表者が申請する場合は、他の相続人の同意を得る必要があります。

③ 対象工事

- ①建物全体を解体撤去するもの（一部解体は対象となりません。例：家屋を解体し小屋は残すなど）
 - ②市の小規模修繕等契約登録名簿に登録された業者又は建設工事等入札参加有資格者名簿（市内業者）に登録された業者と契約して施工するもの（契約書が必要です）
 - ③公共事業等による補償の対象とならないもの
 - ④翌年2月末日までに工事完了届を提出することができるもの
- ※登録業者については、市くらしの相談課及び各総合支所にお問い合わせください。

④ 助成金の額

対象となる空き家の解体及び撤去に要する費用（家財道具、機械・車両等の移転又は処分費用を除く。）の50%以内とし（1,000円未満切捨）、50万円を上限として交付します。

⑤ 助成金利用後の管理責任

助成金の交付を受けて空き家を解体した方は、跡地管理人を指定して市に届け出るとともに、雑草の繁茂や廃棄物の投棄が生じないように、跡地を適正に管理していただきます。

⑥ 申請の受付期限

令和3年10月末日まで

※予定件数に達した場合は受付期限前に申請を締め切ります。

※解体撤去工事を行う前に申請してください。

※助成金を受けるには各種条件がありますので、事前に下記の窓口へご相談ください。

解体助成事業の利用を希望する方へ

空き家の管理は、解体も含め、所有者が行うことが原則です。

事業を利用するには上記のとおりさまざまな条件がありますので、所有者の皆さんと個別にご相談しながら進めさせていただきます。早目のご相談をお願いいたします。

また、建物の解体後は、住宅用地にかかる固定資産税の特例がなくなり、土地の固定資産税額が上がる可能性があります。固定資産税については、税務課固定資産税班（0183-73-2111 内線143～146）にお問い合わせください。

なお、解体撤去工事の実施にあたっては、関連する法令を遵守してくださるようお願いいたします。

問い合わせ先

□市民生活部くらしの相談課（湯沢市佐竹町1-1 湯沢市役所本庁舎1階）

TEL 0183-73-2115（直通）

□稲川総合支所市民サービス班（湯沢市川連町字上平城120 稲川庁舎1階）

TEL 0183-42-2111

□雄勝総合支所市民サービス班（湯沢市横掘字下柴田39 雄勝庁舎1階）

TEL 0183-52-2111

□皆瀬総合支所市民サービス班（湯沢市皆瀬字沢梨台51 皆瀬庁舎2階）

TEL 0183-46-2111

